

# 完全週休2日制・週休2日制工事实施要領

(愛知県農業水産局・農林基盤局)

## (目的)

第1条 建設業の将来における担い手の確保・育成に向けて、建設業の働き方改革（建設現場の労働環境や処遇の改善）を図るための取組として、完全週休2日制工事又は週休2日制工事（以下「週休2日制工事等」という。）を実施する。

## (用語の定義)

第2条 本要領における用語は、次のとおり定義する。

- (1) 休 工：現場事務所等での事務作業も含め、作業を実施しない現場内の完全閉所をいう。なお、安全管理のための現場巡視や、現場見学会の実施、ボランティア活動等の地域貢献活動への参加等は現場内の完全閉所として取り扱うものとする。
- (2) 完全週休2日取得率：対象期間（第4条（1）ア）の全週間数に対する土曜日及び日曜日を休工とした週間数の割合をいう。なお、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）の休工は、別途加算する。
- (3) 週休2日取得率：対象期間（第4条（2）ア）の全週間数に対する週の2日以上を休工とした週間数の割合をいう。
- (4) 休 日 取 得 率：対象期間（第4条（1）ア及び第4条（2）ア）の全日数に対する休工日数の割合をいう。

## (対象工事)

第3条 土地改良事業等請負工事積算基準の工種区分（別紙1）を適用する工事及び森林整備保全事業設計積算要領の工種区分（別紙2）を適用する工事並びに公共建築工事積算基準を適用する建築工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は除く。なお、対象外とした工事のうち、契約後、請負者が対象工事とすることを希望する場合は、変更協議を行い、対象工事とすることができる（このことによる工期延期は行わない）。

- (1) 災害復旧など工期に制約がある工事
- (2) 現場施工期間が著しく短い工事
- (3) その他、発注者が週休2日制工事等に適さないと判断した工事

2 その他の積算基準を適用する工事のうち、発注者が週休2日制工事等に適すると判断した工事は対象とすることができる。

(形式)

第4条 形式は、次に掲げるとおりとする。

(1) 完全週休2日制工事

完全週休2日制工事は、次に掲げる対象期間において休工対象日に休工するものとする。

ア 対象期間

契約締結日の翌日(余裕期間制度(フレックス方式)を適用する場合は工事の始期)から工事完了日(完了届提出日)までとする。ただし、次に掲げる期間(以下「非対象期間」という。)は対象期間から除く。なお、やむを得ず非対象期間を設定する場合は必要最小限とし、非対象期間においても、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう努めるものとする。

(ア) 準備期間(契約締結日の翌日から施工を開始する日(以下「施工開始日」という。))

の前日までの期間で、現場事務所等の設置、測量はこの期間に含む。)

(イ) 後片付け期間(施工を完了した日(以下「施工完了日」という。))の翌日から工事完了日(完了届提出日)までの期間)

(ウ) 夏季休暇(3日間)

(エ) 年末年始休暇(6日間)

(オ) 工場製作のみの期間

(カ) 施工開始日が、火曜日から土曜日の場合の、施工開始日を含む週

(キ) 施工完了日が、日曜日から木曜日の場合の、施工完了日を含む週

(ク) 工事事務等による不稼働期間

(ケ) 発注者が対象外と判断する作業を実施する期間(施工条件や地元条件、災害対応等、請負者の責によらず週6日以上現場作業を余儀なくされる期間)

イ 休工対象日

原則、土曜日、日曜日及び休日とする。なお、地元条件により土曜日又は日曜日に作業を行い、同一週(土曜日の場合はその前の月曜日から金曜日、日曜日の場合はその後の月曜日から金曜日)で振替休工を取得した場合は休工日と認めるものとする。

(2) 週休2日制工事

週休2日制工事は、次の対象期間において全日数の28.5%(2/7)以上の日数を休工するものとする。なお、曜日及び理由にかかわらず休工した日を休工日と認めるものとする。

ア 対象期間

(1) アに同じ。

(取組内容)

第5条 週休2日制工事等の実施工事の取組内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 発注者は、設計図書において週休2日を促進する対象工事であることを明示する。
- (2) 発注者は、対象工事の当初設計において、4週8休以上の達成を前提とした経費の補正を行うとともに、変更設計時に休工取得状況に応じて補正係数を変更するものとする。
- (3) 請負者は、工事契約後、施工計画書を提出するまでに、完全週休2日制工事又は週休2日制工事のいずれかの形式を選択し、休工の取得計画が分かるように実施工程表を作成の上、工事打合簿により監督員と協議を行う。ただし、休工の取得計画が分かる実施工程表を施工計画書に添付する場合は、工事打合簿による協議を省略できる。なお、請負者は、1か月単位での4週8休以上の達成及び毎週土曜日の休工に努めるものとする。また、施工開始後の形式の変更はできないものとする。
- (4) 請負者は、毎月5日までに、工事打合簿により実施状況をカレンダー形式にて提出するものとする。その際、併せて非対象期間を明示するものとし、監督員は、これを確認する。ただし、月の全てが非対象期間となる場合は、監督員と協議の上、実施状況の提出を省略できる。この場合、当該非対象期間の終了後、最初に提出する実施状況に、実施状況の提出を省略した月が非対象期間であったことを明記し、監督員の確認を受けるものとする。
- (5) 請負者は、第7条による取組証の発行を希望する場合は、工事完了日までに申し出るものとする。
- (6) 発注者が週休2日制工事等に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、請負者はこれに協力しなければならない。
- (7) 請負者は、休工取得状況が4週6休以上を達成できなかった場合は、未達成の要因及び改善策を工事完了日までに発注者に報告する。なお、請負者の責によらず達成できなかった場合はこの限りではない。

(工事成績評定)

第6条 工事成績評定については、次のとおりとする。

(1) 完全週休2日制工事

ア 完全週休2日制工事に取り組んだ工事については、完全週休2日取得率が70%以上かつ、休日取得率が28.5% (2/7) 以上の場合、工事成績評定表の「6. 社会性等 I. 地域への貢献度」において評価する。(別紙3～5参照)

イ 完全週休2日取得率の算出方法は、次に掲げるとおりとする。

(ア) 日曜日から土曜日までを1週間として算出する。

(イ) 非対象期間により、土曜日又は日曜日のいずれかが欠ける週は0.5週間として算出する。

(ウ) 土曜日及び日曜日のほか、休日の休工は1日当たり0.5週間分の土日休工週間数として加算する。

(エ) 施工開始日が月曜日の場合は、前日の日曜日を対象期間の開始日とする。

(オ) 施工完了日が金曜日の場合は、翌日の土曜日を対象期間の終了日とする。

ウ 休日取得率の算出方法は、次に掲げるとおりとする。

(ア) 施工開始日が月曜日の場合は、前日の日曜日を対象期間の開始日とする。

(イ) 施工完了日が金曜日の場合は、翌日の土曜日を対象期間の終了日とする。

エ 請負者に、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評定表の「7. 法令遵守等」において2点減ずる。(別紙5参照)

## (2) 週休2日制工事

ア 週休2日制工事に取り組んだ工事については、休日取得率が28.5%(2/7)以上の場合、工事成績評定表の「6. 社会性等 I. 地域への貢献度」において評価する。加えて、週休2日取得率が70%以上となった場合、週休2日の「質の向上」に取り組んだものとみなし、同項目においてさらに評価する。(別紙3～5参照)

イ 休日取得率の算出方法は、(1)ウに同じ。

ウ 週休2日取得率の算出方法は、次に掲げるとおりとする。

(ア) 日曜日から土曜日までを1週間として算出する。

(イ) 非対象期間により、1週間のうち1日でも欠ける週は算出対象から除外する。

(ウ) 施工開始日が月曜日の場合は、前日の日曜日を対象期間の開始日とする。

(エ) 施工完了日が金曜日の場合は、翌日の土曜日を対象期間の終了日とする。

エ 請負者に、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評定表の「7. 法令遵守等」において2点減ずる。(別紙5参照)

## (取組証の発行)

第7条 前条の規定により工事成績評定において評価した場合で、請負者が希望する場合は、監督員は工事目的物の引き渡し後、速やかに請負者に対して週休2日制工事等取組証(様式1)を発行するものとする。ただし、森林整備工事については、工事成績評定において評価した場合でも取組証は発行しない。

## (週休2日の取得に伴う経費の補正)

第8条 週休2日の取得に伴う経費の補正については、次によるものとする。

(1) 土地改良事業等請負工事積算基準の工種区分(別紙1)を適用する工事又は森林整備

保全事業設計積算要領の工種区分（別紙2）を適用する工事

それぞれの経費に休日取得率に応じた別表1-1又は1-2の補正係数を乗じるものとする。なお、市場単価方式及び土木工事標準単価による週休2日の補正については、別表2-1～3-2の補正係数を乗じるものとする。ただし、現場作業を伴わない工場製作に係る費用については、補正の対象としないものとする。

## (2) 建築工事

複合単価の労務単価は、労務単価に別表1-3の補正係数を乗じて補正する。また、市場単価方式については、別表4-1～4-3の補正率を用いた以下の式により補正する。

### 【新営工事】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

### 【全館無人改修（基準価格の算定）】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

また、物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、別表4-1～4-3の補正率を用いた以下の式により補正する。

### 【新営工事、全館無人改修】

- ・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

## (3) その他の積算基準を適用する工事

当該基準を所管する関係省庁等の規定による。

## 付則

- 一 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 二 この要領施行前に契約した工事については「完全週休2日制工事実施要領」を適用する。
- 三 この要領は、令和4年7月1日から施行する。
- 四 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 五 この要領は、令和5年7月1日から施行する。
- 六 この要領は、令和5年10月1日から施行する。
- 七 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 八 この要領は、令和6年6月1日から施行する。
- 九 この要領は、令和6年10月1日から施行する。

別表 1-1 経費の補正係数（農地：別紙 1 を適用する工事）

	4 週 8 休以上
	（ 休日取得率 28.5% (8 日/28 日) 以上 ）
労務費	1.02
機械経費(賃料)	1.02
共通仮設費(率分)	1.02
現場管理費(率分)	1.05

※ 4 週 8 休未満の工事については補正の対象としない。

別表 1-2 経費の補正係数（林務：別紙 2 を適用する工事）

	4 週 8 休以上	4 週 7 休以上 4 週 8 休未満	4 週 6 休以上 4 週 7 休未満
	（ 休日取得率 28.5% (8 日/28 日) 以上 ）	（ 休日取得率 25% (7 日/28 日) 以上、28.5%未満 ）	（ 休日取得率 21.4% (6 日/28 日) 以上、25%未満 ）
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01
共通仮設費(率分)	1.04	1.03	1.02
現場管理費(率分)	1.06	1.04	1.03

※ 4 週 6 休未満の工事については補正の対象としない。

別表 1-3 経費の補正係数（建築工事）

	月単位の 4 週 8 休以上	4 週 8 休以上
	（ 全ての月で 休日取得率 28.5% (8 日/28 日) 以上 ）	（ 休日取得率 28.5% (8 日/28 日) 以上 ）
労務費	1.04	1.02

※ 4 週 8 休未満の工事については補正の対象としない。

※ 月単位の 4 週 8 休以上とは、対象期間内の全ての月で休日取得率が 28.5%（2/7）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が 28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。なお、現場閉所日を原則として土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を協議により変更できるものとする。

別表 2-1 市場単価方式による週休 2 日の取得に伴う経費の補正係数（農地：別紙 1 を適用する工事）

名称	区分	4 週 8 休以上
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.02
鉄筋工（ガス圧接）		1.02
防護柵設置工 （ガードレール）	設置	1.00
	撤去	1.02
防護柵設置工 （横断・転落防止柵）	設置	1.02
	撤去	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01
防護柵設置工 （ガードパイプ）	設置	1.00
	撤去	1.02
道路標識設置工	設置	1.00
	撤去・移設	1.02
道路付属物設置工	設置	1.01
	撤去	1.02
法面工		1.01
吹付砕工		1.01
軟弱地盤処理工		1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置 設置工		1.02
橋面防水工		1.01
グルーピング工		1.00

別表 2-2 市場単価方式による週休 2 日の取得に伴う経費の補正係数（林務：別紙 2 を適用する工事）

名称	区分	4 週 8 休以上	4 週 7 休以上 4 週 8 休未満	4 週 6 休以上 4 週 7 休未満
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.05	1.03	1.01
鉄筋工（ガス圧接）		1.04	1.02	1.01
防護柵設置工 （ガードレール）	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工 （横断・転落防止柵）	設置	1.04	1.03	1.01
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工（落石防護柵）		1.02	1.01	1.00
防護柵設置工（落石防護網）		1.03	1.02	1.01
防護柵設置工 （ガードパイプ）	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
道路標識設置工	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去・移設	1.04	1.03	1.01
道路付属物設置工	設置	1.02	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
法面工		1.02	1.01	1.00
吹付砕工		1.03	1.02	1.01
軟弱地盤処理工		1.02	1.01	1.00
鉄筋挿入工 （ロックボルト工）		1.03	1.02	1.01

別表 3-1 土木工事標準単価による週休 2 日の取得に伴う経費の補正係数（農地：別紙 1 を適用する工事）

名称	区分	4 週 8 休以上
区画線工		1.02
排水構造物工		1.02
コンクリートブロック積工		1.02
構造物とりこわし工	機械	1.02
	人力	1.02

別表 3-2 土木工事標準単価による週休 2 日の取得に伴う経費の補正係数（林務：別紙 2 を適用する工事）

名称	区分	4 週 8 休以上	4 週 7 休以上 4 週 8 休未満	4 週 6 休以上 4 週 7 休未満
区画線工		1.05	1.03	1.01
排水構造物工		1.05	1.03	1.01
コンクリートブロック積工		1.05	1.03	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.04	1.03	1.01
	人力	1.05	1.03	1.01

別表４－１ 建築工事における週休２日の取得に伴う経費の補正率

工種	摘要※	月単位の ４週８休以上		４週８休以上	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
仮設工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
土工事		1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事		1.03	1.03	1.01	1.01
コンクリート工事		1.03	1.03	1.01	1.01
型枠工事		1.03	1.03	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.03	1.03	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
防水工事(シーリング)	市場単価	1.03	1.16	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.03	1.03	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
建具(ガラス)	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10
建具(シーリング)	市場単価	1.03	1.18	1.02	1.16
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.14	1.01	1.13
内外装工事 (ビニル系床材)	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事 (ビニル系床材)	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01

※「市場単価」は市場単価及び補正市場単価、「物価資料」は物価資料の掲載単価の補正率を示す。なお、記載がない項目は、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格で共通の補正率を示す。

別表 4-2 電気設備工事における週休 2 日の取得に伴う経費の補正率

工種	摘要	月単位の 4週8休以上		4週8休以上	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2種金属線ぴ 及び同ボックス	1.03	1.21	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.02	1.17	1.01	1.15
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.03	1.20	1.01	1.18
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.02	1.16	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.02	1.17	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.19	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.02	1.02	1.01	1.01

別表 4-3 機械設備工事における週休 2 日の取得に伴う経費の補正率

工種	摘要	月単位の 4週8休以上		4週8休以上	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び 消音内貼	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧チャンパー類	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22

## 土地改良事業等請負工事積算基準

工 種 区 分	工 種 内 容
ほ場整備工事	農地の区画整理（道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。）工事
農用地造成工事	農用地造成（道路用排水路施設を併せて行うものを含む。）工事
舗装工事	舗装の新設、修繕工事にあつて次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、碎石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事
道路改良工事	道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函（管）渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事
水路トンネル工事	新設・改修（支保工、矢板を再建込する作業）及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は推進工法（作業員が内部で作業する推進工法）による工事及びこれに類する工事を含む。
水路工事	用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事（サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路（既製品の大型フリーム等）を含む。）でこれと同時に施工される附帯構造物工事
排水路工事	排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排水兼用水路及び土水路で排水路に類似する工事
河川工事	河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷修正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類するものを行う工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については、「海岸工事」を適用する。
管水路工事	既製管及びこれに類する既製品（既製品のボックスカルバート等）を用いる水路工事。ただし、畑かん施設工事、管更生工事、推進工事（作業員が内部で作業する推進工事）及びこれに類する工事は除く。
管更生工事	管水路に関する工事にあつて、次に掲げる工事 既設管水路の更生工法工事
畑かん施設工事	樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事
干拓工事	ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事（陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。）

土地改良事業等請負工事積算基準

工 種 区 分	工 種 内 容
海岸工事	<p>海岸工事であって、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門（管）工、河口浚渫、水（閘）門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事</p> <p>河川高潮対策区間の河川工事であって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門（管）工、水（閘）門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事</p>
コンクリート補修工事	<p>コンクリートの補修工事であって、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面補修工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管路路内工事、ダム、橋梁（上部・下部）等の補修を除く。</p>
ため池工事	<p>ため池を主体とする工事であって、次に類するものを行う工事 堤体、洪水吐、取水施設、土砂吐、緊急放流施設及びこれらに類する工事 ただし、ため池附帯構造物（安全施設工等）に類する工事を主体とする工事は除く。</p>
その他土木工事（１）	<p>コンクリート構造物を主体とする工事であって、次に掲げる工事 橋梁（上部・下部）、樋門（管）頭首工、用排水機場（下部・基礎）、水路橋（上部・下部）、貯水槽及びこれらに類する工事 ただし、橋梁（上部・下部）の補強工事及び既設橋梁の橋梁附属物工の修繕工事は除く。</p>
その他土木工事（２）	<p>他のいずれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工事用ボーリング・グラウト</p>
フィルダム工事	<p>フィルタイプで本体を主体とする工事</p>
コンクリートダム工事	<p>コンクリートダム本体を主体とする工事（砂防ダムは対象としない。）</p>
施設機械設備等工事	<p>土地改良工事積算基準（施設機械）を適用する施設機械設備製作据付工事、鋼橋製作架設工事、電気通信設備製作据付工事</p>

## 別紙 2

## 森林整備保全事業設計積算要領

工 種 区 分	工 種 内 容
河 川 工 事	河川工事（河川高潮対策区間の工事を除く。）にあって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、湊謀工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工及びこれらに類する工事
河 川 ・ 道 路 構 造 物 工 事	河川における構造物工事及び道路における構造物工事にあつて次に掲げる工事 1 樋門（管）工、水（關）門工、サイフォン工、床止（固）工、堰、揚排水機場、落石防止覆工、防雪覆工、防音（吸音）壁工、コンクリート橋、簡易組立橋、PC橋（プレキャストセグメントを除く工場既製桁の場合）等の工事及びこれらの下部・基礎のみの工事 2 橋梁下部工（RC構造）、床版工（RC構造及びプレキャストPC構造） 3 ゴム伸縮継手、落橋防止工（RC構造）、コンクリート橋の支承、高欄設置工（コンクリート等）、旧橋撤去工（コンクリート橋上下部）、トンネル内装工（新設トンネル） 4 1から3に類する工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するもの及び門扉等の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く。
治山・地すべり 防 止 工 事	治山及び地すべり防止工事にあつて、次に掲げる工事 1 治山ダム工、護岸工、水制工、流路工 2 土留工、水路工、法切工、山腹緑化工、法枠工、落石防止工 3 集水井工、排水トンネル工、アンカー工、杭打工、排土工、暗きょ工 4 1、2及び3に類する工事
森 林 整 備	森林整備に係る工事にあつて、次に掲げる工事 地拵え、植栽、受光伐、除伐、本数調整伐及び保育に関する工事及びこれに類する工事
道 路 工 事	道路工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函渠工、側溝工、山止工、法面工及びこれに類する工事
鋼 橋 架 設 工 事	鋼橋等の運搬架設に関する工事であつて、次に掲げる工事 1 鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工（鋼製・アルミ等）、橋梁補修工（鋼板接着・増桁）、スノーシェッド（鋼構造）、ロックシェッド（鋼構造）、道路付属物を除く鋼構造物塗替工（水門、樋門、樋管、排水機場等）、床版工（RC構造及びプレキャストPC構造を除く。）橋梁下部工（鋼製） 2 簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 3 鋼橋撤去工（鋼橋に伴う床版撤去含む。） ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。

森林整備保全事業設計積算要領

工 種 区 分	工 種 内 容
P C 橋 工 事	<p>PC橋に関する工事にあつて、次に掲げる工事</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 工事現場におけるPC橋の製作（工場製作桁は除く。）架設及び製作架設に関する工事</li> <li>2 プレキャストセグメント構造のPC橋工事</li> </ol>
橋 梁 保 全 工 事	<p>橋梁（上部工、下部工）に関するすべての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物工の修繕工事（塗装、舗装打ち替え等はく。）</p>
舗 装 工 事	<p>舗装の新設、修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理工、アスファルト安定処理工、砕石路盤工及びこれに類する工事 ただし、小規模（パッチング）な工事で施工箇所が点在する工事は除く。</p>
ト ン ネル 工 事	<p>トンネルに関する工事にあつて、次に掲げる工事</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 トンネル工事</li> <li>2 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本土工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は供用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く。</li> </ol>
道 路 維 持 工 事	<p>道路にあつて、次に掲げる工事</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 管理を目的とした維持的工事</li> <li>2 道路附属物塗替工、防雪柵設置撤去工<sup>※1</sup>、トンネル漏水防止工、トンネル内装工（供用トンネル）、路面切削工、路面工、法面工等の維持・補修<sup>※2</sup>に関する工事</li> <li>3 道路標識<sup>※1</sup>、道路情報施設、電気通信設備、防護柵<sup>※1</sup>、樹木等、区画線等の設置</li> <li>4 除草、除雪、清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業</li> <li>5 1 から 4 までに類する工事</li> </ol> <p>※1：局部的新設、復旧・更新を主とする場合に適用 ※2：法面工の補修については局部的な場合に適用</p>
公 園 工 事	<p>公園緑地及び林業施設用地等の造成工事に関する工事にあつて、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、芝付工、花壇工、日陰柵工、ベンチエ、池工、遊戯施設工、運動施設工、法面工、敷地内舗装工、調整池工、排水工（敷地造成と併せて行うもの）、柵工及びこれらに類する工事</p>

備考 1 保安林管理道等に関する工事は林道関係事業に準ずるものとする。

2 治山関係事業のうち、防潮工、砂丘造成における盛土工及びこれらに類する工事を主とする工事は海岸工事に準じ、防風工、植栽工等を主体とするものについては森林整備に準ずるものとする。

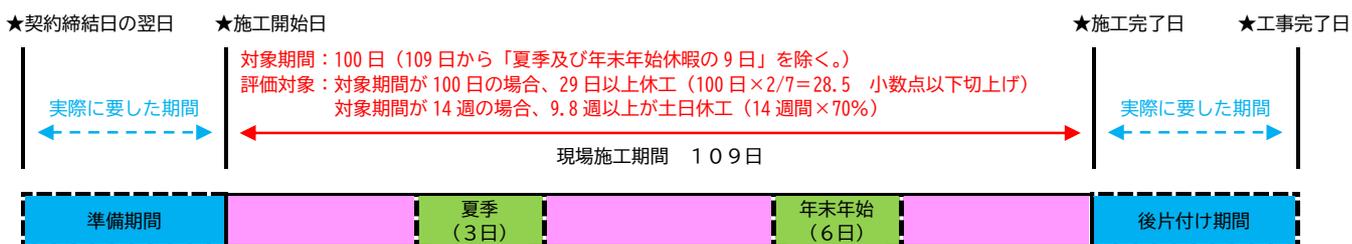
## 工事成績評定の評価と週休 2 日の取得に伴う経費の補正

### 1-1 完全週休 2 日制工事の工事成績評定の評価

完全週休 2 日取得率が 70% 以上かつ休日取得率が 28.5% (2/7) 以上の場合、工事成績評定において評価する。

※「6. 社会性等 I. 地域への貢献度」の【完全週休 2 日制または週休 2 日制に取り組んだ】及び【その他 (理由: 週休 2 日の「質の向上」に取り組んだ)】で評価

(対象期間が 100 日となる場合)



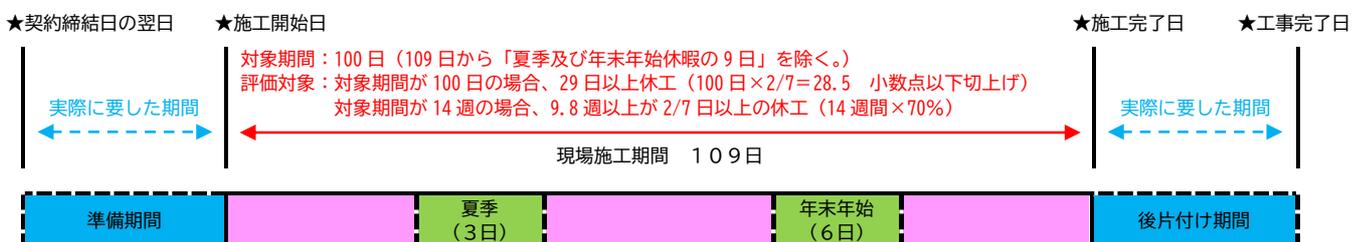
### 1-2 週休 2 日制工事の工事成績評定の評価

休日取得率が 28.5% (2/7) 以上の場合、工事成績評定において評価する。

※「6. 社会性等 I. 地域への貢献度」の【完全週休 2 日制または週休 2 日制に取り組んだ】で評価併せて、週休 2 日取得率が 70% 以上の場合、工事成績評定においてさらに評価する。

※「6. 社会性等 I. 地域への貢献度」の【その他 (理由: 週休 2 日の「質の向上」に取り組んだ)】で評価

(対象期間が 100 日となる場合)



## 2 週休 2 日の取得に伴う経費の補正

休日取得率に応じて労務費、機械経費 (賃料)、間接工事費 (共通仮設費及び現場管理費) の補正を行う。

完全週休 2 日制工事の場合、工事成績評定の考え方と異なることに注意。

(対象期間が 100 日となる場合)



※ 詳細な休工週間数及び休工日数の算出方法は、別紙 4 を参照すること。

(参考1) 完全週休2日制工事

(□: 工事実施日)							休日取得率			完全週休2日取得率		
日	月	火	水	木	金	土	日数	休工日数	備 考	週間数	土日休工週間数	備 考
準備期間←			施工開始日 □	休日 <sup>※1</sup> 休工	□	休工	—	—	施工開始日が、火曜日～土曜日の場合は、施工開始日を含む週を対象期間から除く。また、施工開始日が月曜日の場合は、施工開始日を前日の日曜日とする。	—	—	施工開始日が、火曜日～土曜日の場合は、施工開始日を含む週を対象期間から除く。また、施工開始日が月曜日の場合は、施工開始日を前日の日曜日とする。
休工	□	□	振替休工	□	□	□	7	2		1	1	地元条件による同一週の振替休工は認める。
□	□	□	□	□	□	□	1	1	発注者が非対象と判断する作業を実施する期間は非対象期間とする。	0.5	0.5	発注者が非対象と判断する作業を実施する期間は非対象期間とし、これにより日曜日が欠けるため0.5週間としてカウントする。
休工	□	休日 <sup>※1</sup> 休工	□	夏季休暇(3日間)			4	2	夏季休暇は非対象期間とする。	0.5	0.5	夏季休暇は非対象期間とし、これにより土曜日が欠けるため0.5週間としてカウントする。
□	□	□	□	□	□	休工	7	1		1	0	地元条件による振替休工であるが、振替が同一週でないことからカウントしない。
休工	□	振替休工	□	休日 <sup>※1</sup> 休工	□	休工	7	4		1	1	
休工	□	□	□	□	□	雨天休工	7	2	雨天による振替休工は休工と認める。	1	0	雨天による振替休工は認めない。
休工	□	□	□	□	□	□	7	1		1	0	土曜日に工事を実施(振替休工なし)したためカウントしない。
休工	□	□	□	□	□	休工	7	2		1	1	
□	□	□	□	施工完了日 □	→後片付け期間		—	—	施工完了日が、日曜日～木曜日の場合は、施工完了日を含む週を対象期間から除く。また、施工完了日が金曜日の場合は、施工完了日を翌日の土曜日とする。	—	—	施工完了日が、日曜日～木曜日の場合は、施工完了日を含む週を対象期間から除く。また、施工完了日が金曜日の場合は、施工完了日を翌日の土曜日とする。
休日 <sup>※1</sup> 休工							—	—	上記の休工日数に含む。	—	1	2日間×0.5週間=1.0週間 (1日当たり0.5週間分の土日休工週間数として加算する。)
取得率							47	15	休日取得率 15日/47日=31.9% <sup>※2</sup>	7	5	完全週休2日取得率 5週間/7週間=71.4% <sup>※2</sup>
工事成績評価							休日取得率=31.9% > 28.5% かつ 完全週休2日取得率=71.4% > 70% ⇒ 評価対象					
経費の補正							休日取得率=31.9% > 28.5% ⇒ 4週8休以上として補正対象					

※1 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日  
 ※2 小数第2位切り捨て

(参考2) 週休2日制工事

(□: 工事実施日)							休日取得率			週休2日取得率		
日	月	火	水	木	金	土	日数	休日日数	備考	週間数	2日以上 休工 週間数	備考
準備期間←			施工開始日 □	休日 <sup>※1</sup> 休工	□	休工	—	—	施工開始日が、火曜日～土曜日の場合は、施工開始日を含む週を対象期間から除く。また、施工開始日が月曜日の場合は、施工開始日を前日の日曜日とする。	—	—	施工開始日が、火曜日～土曜日の場合は、施工開始日を含む週を対象期間から除く。また、施工開始日が月曜日の場合は、施工開始日を前日の日曜日とする。
休工	□	□	振替休工	□	□	□	7	2		1	1	
□	□	□	□	□	□	休工	1	1	発注者が非対象と判断する作業を実施する期間は非対象期間とする。	—	—	発注者が非対象と判断する作業を実施する期間は非対象期間とし、これにより対象期間日数が7日未満となるため対象期間から除く。
休工	□	休日 <sup>※1</sup> 休工	□	夏季休暇(3日間)			4	2	夏季休暇は非対象期間とする。	—	—	夏季休暇は非対象期間とし、これにより対象期間日数が7日未満となるため対象期間から除く。
□	□	□	□	□	□	休工	7	1		1	0	休工が1日のためカウントしない。
休工	□	振替休工	□	休日 <sup>※1</sup> 休工	□	休工	7	4		1	1	
休工	□	□	□	□	雨天休工	□	7	2	雨天による振替休工は休工と認める。	1	1	雨天による振替休工は休工と認める。
休工	□	□	□	□	□	□	7	1		1	0	休工が1日のためカウントしない。
休工	□	□	□	□	□	休工	7	2		1	1	
□	□	□	□	施工完了日 □	→後片付け期間		—	—	施工完了日が、日曜日～木曜日の場合は、施工完了日を含む週を対象期間から除く。また、施工完了日が金曜日の場合は、施工完了日を翌日の土曜日とする。	—	—	施工完了日が、日曜日～木曜日の場合は、施工完了日を含む週を対象期間から除く。また、施工完了日が金曜日の場合は、施工完了日を翌日の土曜日とする。
休日 <sup>※1</sup> 休工							—	—	上記の休工日数に含む。	—	—	上記の休工日数に含む。
取得率							47	15	休日取得率 15日/47日=31.9% <sup>※2</sup>	6	4	週休2日取得率 4週間/6週間=66.6% <sup>※2</sup>
工事成績評価							休日取得率=31.9% > 28.5% かつ 週休2日取得率=66.6% < 70% ⇒ 評価対象(週休2日の「質の向上」に取り組んでいない)					
経費の補正							休日取得率=31.9% > 28.5% ⇒ 4週8休以上として補正対象					

※1 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

※2 小数第2位切り捨て

## 工事成績評定の評価方法

1 「6. 社会性等 I. 地域への貢献度」において評価する。

別紙 2-4 (総括監督員)

考査項目	細 則	a	a'	b	b'	c
6. 社会性等	I 地域への貢献度	優れている。	bより優れている。	やや優れている。	cより優れている。	他の評価に該当しない
		1. 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。 2. 定期的に広報紙や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 3. 地域生活に密着したゴミ拾い(自治会等による清掃活動)、道路清掃等のボランティア活動等へ積極的に参加し、地域に貢献した。 4. 地域が主催するイベント(前記3を除く)へ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 5. 災害時などにおいて、地域への支援又は行政による救援活動に積極的に協力を行った。 6. 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。(前記対象項目以外のものがあっても評価する。) 7. 完全週休2日制または週休2日制に取り組んだ。(要領に定める取得率以上の場合に評価する。) 8. その他(理由: )				

(1) 完全週休2日制の評価対象となった場合、【7】【8】の2項目にチェックを入れ、【8】の理由欄に「週休2日の「質の向上」に取り組んだ」と記載する。

(2) 週休2日制の評価対象となった場合、【7】の項目にチェックを入れる。

さらに、週休2日制の評価対象となった工事のうち、週休2日取得率が70%以上となった場合、【8】の項目にもチェックを加え、理由欄に「週休2日の「質の向上」に取り組んだ」と記載する。

2 明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合、「7. 法令遵守等 8. その他」において減点する。

別紙 2-5-1 (総括監督員)

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表	
	措 置 内 容	点 数
7. 法令遵守等	1. 指名停止3ヶ月以上	-20点
	2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点
	3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点
	4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10点
	5. 文書注意	-8点
	6. 口頭注意	-5点
	7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため口頭注意以上の処分がなかった。(下関で処理した案件)(ただし事故や交通事故は含まない。)	-3点
	8. その他(理由: )	-1点
	9. 該当項目なし	

ただし、1(-20点)~7(-3点)の評価については、愛知県農業水産局及び農林基盤局建設工事等事故調査委員会(以下「事故調査委員会」という。)設置要領第6条 委員会の調査対象となった事故を対象とする。  
 「8.その他」の評価は事故調査委員会への報告があったもののうち、事故調査委員会設置要領 第6条 委員会の調査対象外となった事故について、5点を上限に減点することができる。  
 ① 本評価項目(7.法令遵守等)で評価する事例は、「工事施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。検査時点において措置が未定の場合は、項目7.の-3点とし、措置決定後に評定の修正を行う。  
 ② 「工事施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。  
 ③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者等<sup>※</sup>、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。(注:監理技術者等とは、主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐をいう。)

・【8】の項目にチェックを入れるとともに、理由欄に「明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった」と記載し、2点減点する。

(様式1)

年 月 日

### 週休2日制工事等取組証

名称

代表者名 (契約の相手方) 様

工 事 名		
工 事 の 場 所		
契 約 締 結 年 月 日	年 月 日	
請 負 代 金 額	金 円	
工 期	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日	
本 工 事 の 業 種 ※ 1		
形 式 ※ 2	<input type="checkbox"/>	完全週休2日制
	<input type="checkbox"/>	週休2日制※3
	<input type="checkbox"/>	週休2日制 (「質の向上」に取り組んだ)

※1 森林整備工事は取組証発行対象外。

※2 該当する形式を選択する。

※3 週休2日の「質の向上」に取り組んでいない週休2日制の取組証は、令和7年度以降に実施する総合評価落札方式競争入札の評価対象としない。

愛知県○○○所長 印